

意見公募手続を実施した改正する規則（案）で示した内容と改正した規則の内容の差異について

	改正した規則の内容	意見公募手続を実施した規則の案の内容
1	(規定せず)	文化財登録原簿の内容
2	県登録文化財の 現状変更届出書等の様式 登録証再交付申請書の様式 管理責任者選任(解任)届出書の様式 所有者変更届出書の様式 所有者氏名等変更届出書の様式 滅失(毀損)(亡失)(盗難)届出書の様式 所在場所変更届出書の様式 現状変更届出書の様式 保持者(保持団体)氏名等変更届出書の様式 保持者故障届出書の様式 保持者(保持団体)死亡(解散)届出書の様式 所在異動届出書の様式	県登録文化財の 現状変更届出書の様式

修正の理由

- 1 : 案では文化財登録原簿の内容について挙げていましたが、その内容は内部の事務手続に関わることであり、文化財指定原簿についても規則で規定していないため、指定文化財との平仄をとる点から規則には規定しないこととしました。
- 2 : 案では指定文化財と大きく異なる県登録文化財の現状変更届出書の様式のみを挙げていましたが、各種変更届出書等の様式も追加することにしました。